

社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会 定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第47条の規定により、法人の管理、運営および業務の執行について、必要な事項を定める。

第2章 理事会および評議員会

(会議運営)

第2条 理事会および評議員会の運営に関する規程は、別に定める。

(会長の専決事項)

第3条 定款第27条第1項ただし書きの、会長が専決することができる日常の業務として理事会が定めるものについては、別に定める。

第3章 理事・監事および評議員の選任

(理事・監事の選任)

第4条 理事および監事の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の選任)

第5条 定款第6条に規定する評議員の選任は、次の各号の区分から同第7条に規定する評議員選任・解任委員会にて行うものとする。

- (1) 町内会・自治会
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 社会福祉施設
- (4) 学識経験者並びに社会福祉関係団体等

(補欠選任の手続き)

第6条 理事・監事および評議員に欠員が生じた場合の、補欠の選任については、定款第9第2項および第23条第2項のとおりとする。

(会長・副会長の選任)

第7条 会長および副会長ならびに常務理事は、改選された最初の理事会において、あらゆる議事に先立ってこれを選出するものとする。

2 会長選出までの議事は、最年長の理事が議長となるものとする。

第4章 監 事

(監査報告書の作成)

第8条 監事は、定款第22条第2項の規定により監査を実施したときは、監査報告書を作成し、記名押印するものとする。

第5章 事務の執行

(会長の決裁事項)

第9条 会長の権限に属する事務の決裁に関する規程は別に定める。

(公印管理)

第10条 公印の管理に関する規程は別に定める。

附 則

この施行細則は、平成18年4月1日から施行する。

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。